

岡山県地域生活支援社会参加促進事業委託仕様書

第1 目的

障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、ともに暮らし支え合う「共生社会」の実現に向けて、さまざまな障害のある人が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるよう、また、社会参加を通じて生活の質的向上が図れるよう必要な社会参加施策を総合的かつ効果的に実施し、障害に対する県民の理解を深め、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、次の事業を実施する。

- 1 障害者総合相談事業
- 2 身体障害者相談員研修事業
- 3 身体障害者補助犬育成事業
- 4 オストメイト社会適応訓練事業
- 5 音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業
- 6 盲ろう者通訳・介助員養成・派遣事業
- 7 盲ろう者向け生活訓練等促進事業
- 8 身体障害者福祉広報活動事業
- 9 障害者 IT 総合促進事業
 - (1) パソコン教室開催事業
 - (2) 障害者 IT 利用普及促進事業
- 10 重度障害者在宅就労促進事業

第2 事業の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第3 委託予定額（消費税及び地方消費税を含む。）

24,019,000円（別紙 令和8年度委託事業一覧のとおり）

第4 事業内容

1 障害者総合相談事業

(1) 事業内容

障害者の権利擁護に係る相談等に対応するため、常設相談窓口を設置し、内容に応じて弁護士による相談を行うほか、必要に応じて専門機関（行政機関等）に対応を依頼する。

また、障害者等の結婚に関する各種相談に応じ、必要な助言指導等を行う。

(2) 実施方法等

ア 常設相談窓口の設置

年間（土曜日・日曜日、祝祭日及び年末年始を除く）を通じて、障害者等からの緊急相談に対応できるよう、常設の相談窓口（来所及び電話相談）を設置する。

イ 相談支援体制の整備

相談員を配置して相談に応じるとともに、その内容により、弁護士による専門的な相談に応じる。

また、必要に応じて、保健、医療、福祉、教育、雇用関係行政機関等が専門相談にあたる。

ウ 本事業で対応する相談内容の具体例

(ア) 生命・身体に関する危害

- (イ) 財産に関する侵害
- (ウ) 相続関係
- (エ) 金融、消費、契約関係
- (オ) 雇用、勤務条件関係
- (カ) 職場、施設での人権関係
- (キ) 隣人、知人との人権関係
- (ク) 家族、親族との人権関係
- (ケ) 生活関係（福祉、健康、教育、結婚、家事、育児、その他日常生活上の相談に関する事）

2 身体障害者相談員研修事業

(1) 事業内容

身体障害者相談員等が障害者の人権や財産に対する侵害事案等の早期発見と関係機関等への情報提供を行い得るよう、また、日常的相談援助活動のためのネットワークを形成するなど地域で生活している障害者を支援し得るよう、具体的な事例を用いた研修を行い、相談対応能力の向上と相談員間の連携を図る。

(2) 研修対象者

身体障害者相談員等

(3) 主な研修内容

ア 人権関係

(ア) 障害者をめぐる現状

(イ) 障害者保健福祉行政の内容

(ウ) 相談事例の学習

a 生命、身体危害に関する相談

b 財産侵害、財産管理、相続に関する相談

c 金融、消費、雇用、契約等に関する相談

d 知人、隣人、親族、家族等における人権に関する相談

e 職場、病院等における人権に関する相談

(エ) 面接相談方法

(オ) 人権問題への対処方法

イ 生活支援関係

(ア) 福祉相談

(イ) 健康相談

(ウ) 職業相談

(エ) 教育相談

(オ) 結婚相談

(カ) 家事相談

(キ) 育児相談

(ク) その他日常生活上の相談

(4) 留意事項

本事業は、一人ひとりの相談員としての資質向上を目指すとともに、地域における人権侵害事案の発見や関係機関への情報提供を行うこと及び日常的相談援助活動をきめ細かく行うためのネットワークを形成することなどを具体化するための研修である。研修会の開催に当たっては、その目的を明確にし、関係機関、関係団体等と十分な連携を図り実施すること。

3 身体障害者補助犬育成事業

(1) 事業内容

障害者の就労などによる社会活動への参加を促進するため、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の育成に要する費用及び補助犬に対する理解促進や普及・啓発を図るための広報等に係る費用を助成する。

(2) 貸与対象者及び貸与候補者の選考

身体障害者補助犬の貸与対象者は、別途岡山県が定める「身体障害者補助犬育成事業実施要領」に定めるところによる。

(3) 訓練

候補者は、所定の期間、指定された訓練機関等で身体障害者補助犬使用のための指導訓練を受けなければならない。

(4) 身体障害者補助犬の貸与

(3)に定める訓練の結果、給付が適当と認められる候補者に、身体障害者補助犬を貸与する。

(5) 費用負担

身体障害者補助犬の育成、飼育及び管理に要する費用の負担は次のとおりとする。

ア 訓練中の身体障害者補助犬の育成に係る費用は県の負担とする。

イ (3)に定める候補者の訓練のための入所に要する費用については、候補者が負担する。

ウ 候補者はアの場合を除くすべての経費を負担しなければならない。

エ 受給者は、身体障害者補助犬受給後の飼育、管理等に伴うすべての経費を負担しなければならない。

(6) その他

事業実施の詳細は、「身体障害者補助犬育成事業実施要領」に定めるところによる。

(7) 普及・啓発にかかる広報

一般住民等に対して補助犬の理解促進や普及啓発を図る。

また、補助犬の使用を希望している者等に対する補助犬との生活、管理、取扱い方法等についても相談会等行う。

4 オストメイト社会適応訓練事業

(1) 事業内容

オストメイト（人口肛門、人口膀胱造設者）に対し、日常生活上必要な訓練及び指導を行う。

(2) 実施方法等

ア ストマ用装具に関する講習等

イ 社会生活に関する講習等

(3) 留意事項

対象者が参加しやすいように、開催日時、場所等について十分考慮すること。

5 音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業

(1) 事業内容

疾病等により咽頭を摘出し音声機能を喪失した者に対し発声訓練を行い、また、この発声訓練に携わる指導者を養成する。

(2) 実施方法等

ア 発声訓練

(ア) 対象者

疾病等により咽頭を摘出した音声機能障害者であって、発声能力の回復が見込まれる者

(イ) 訓練内容

講習会等の方法により、概ね次の内容について日常生活における会話を可能とする程度を目的として行う。

a 食道発声訓練

b 人口咽頭（笛式又は電動式）による発声訓練

(ウ) 留意事項

実施主体は、当事業の対象となる咽頭摘出者のほとんどが中高年層であるので、社会参加への意欲を失わないよう対象者の早期把握に努めるとともに、発声訓練の期間もいたずらに長期にわたることなく短期間に実効を上げ得るよう努めること。

また、この事業の講習は、極めて専門的な内容と方法を必要とするものであることから、講師は、専門の医師、発声訓練指導法を修得した者等から選定すること。

イ 発声訓練指導者養成

(ア) 対象者

音声機能障害者の発声訓練指導に理解と熱意を有する者

(イ) 養成内容

講習会等の方法により、概ね次の内容について行う。

a 発声法の理論及び指導実習

b 咽頭摘出者の健康管理

c その他発声訓練指導に必要な事項

(ウ) 留意事項

実施主体は、この事業対象者を咽頭摘出者団体等が行う発声訓練指導者養成の事業に参加させることにより、この事業の実施に代えることができる。

6 盲ろう者通訳・介助員養成・派遣事業

(1) 事業内容

盲ろう者の通訳介助に関する専門の知識と技術を持った盲ろう者通訳・介助員を養成・派遣する。

また、障害当事者に寄り添った支援につながるよう、盲ろう者向け通訳・介助員のスキルアップを図ることを目的に、外部講師等を招いた現任研修を行う。

(2) 実施方法

ア 養成・研修

筆談、手話、点字等「盲ろう者」のコミュニケーションに必要なさまざま伝達手段ガイドヘルプ（外出支援）技能を習得できる講座を開催する。必要に応じて講師を「盲ろう者通訳・介助員指導者養成研修会」（国立障害者リハビリテーションセンター学院主催）や「盲ろう者向け通訳・介助者養成研修会」（社会福祉法人全国盲ろう者協会主催）へ研修に派遣する。

スキルアップ現任研修においては、全国盲ろう者協会が主催をしている指導者養成講座の講師（盲ろう者）を特別講師として県外から招へい等して、

よりレベルの高い技術を身につけるものとする。

イ 派遣事業

派遣対象者・派遣業務内容など詳細は、「岡山県盲ろう者通訳・介助員派遣事業実施要綱」に定めるところによる。

(3) 奉仕員の登録

ア 実施主体は、講習を終了した者について本人の承諾を得て、盲ろう者通訳・介助員としての登録を行う。登録した盲ろう者通訳・介助員については、これを証明した証票を交付する。

イ 活動ができなくなった奉仕員については、証票を返還させ登録を抹消すること。

7 盲ろう者向け生活訓練等促進事業

(1) 事業内容

途中で盲ろうとなった盲ろう者に対して、触手話や指点字などの習得による他者とのコミュニケーションを可能にし、触角を利用して自立した生活が送れるよう必要な相談、指導、訓練を行う。

ア コミュニケーションに関する訓練

イ 日常生活に関する訓練

ウ ICT 機器活用訓練

(2) 実施方法等

中途盲ろう者の自宅で、1回2時間、10回の無料個別指導を行う。

(3) 留意事項

ア 中途盲ろう者の意向を確認しつつ、必要な支援等に配慮すること。また、やる気が継続するよう工夫すること。

イ 講師は経験豊富な、通訳・介助員から盲ろう者の意向も尊重し、適任者を確保すること。

8 身体障害者福祉広報活動事業

(1) 事業内容

障害の正しい理解と障害者に対する偏見、差別を是正するため、普及啓発活動を行う。

(2) 具体的事例

(ア) 啓発ポスター、パンフレット、リーフレット等の発行

(イ) 講習会、講演会、学習会等の開催

(3) 留意事項

本要綱の他の事業と併せて行うなど、効果的实施を図ること。

9 障害者IT総合促進事業

(1) 事業内容

障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、次の事業を行う。

ア パソコン教室開催事業

パソコン、スマホ、タブレット等情報通信機器の利用方法や支援機器の基礎的な利用ができるように指導する。県北、県南等で教室を開催する。

イ 障害者IT利用普及促進事業

パソコン等情報通信機器の展示、体験実習を行うとともに、インターネ

ットにより機器の紹介や雇用事例等の情報を提供するとともに、パソコン等情報通信機器の利用方法や支援機器の提案、パソコン利用による在宅就労等の起業相談等あらゆる相談に応じる。

(2) 留意事項

ア 障害者からのあらゆる相談に応じられるよう、関係団体、民間企業等と連携を密にし、ITに関する情報収集に努めること。

イ パソコン等情報通信機器の体験実習が効果的に行えるよう、多種多様な情報機器を備えるとともに、インターネット等を活用し、ITに関する情報提供に努めること。

ウ IT関連事業を有機的に結びつけ、各事業が総合的、効果的、効率的に実施できるよう留意すること。

10 重度障害者在宅就労促進事業

(1) 事業内容

在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、次の在宅等で就労するための訓練等の支援を行い、就労の促進を図る。

ア 在宅就労に必要な情報処理技術の教育・支援

イ 企業から受注した実際の作業 を教材とした訓練指導

ウ 仕事の進め方、作業環境・機器等及び職業生活の維持に関する相談

(2) 対象

身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な者であって情報機器を用いた在宅での就労を希望するもの

(3) 定員

15人程度